

2006年(平成18年)12月議会 一般質問

1. 学校のいじめ問題について

【1回目の質問】

○中原秀久議員 発言のお許しをいただきましたので、通告をしました学校のいじめ問題について質問を申し上げたいと思います。前議員の質問を聞いていて、余りの迫りに聞き入ってしまいました。いささか自分自身の質問を失念したようなところもありますけれども、気を取り直して質問を申し上げたいと思います。

最近新聞を開くと、必ず毎日といっていいほどいじめの問題が載っております。ことしに入って既にいじめに起因する自殺者が七名、ということになっているんだそうであります。日本の未来を担うべき子どもたちがみずから命を絶つという、まことに痛ましいことであります。それから、政府もいじめ問題を重視しているようでありますして、教育再生会議でしたっけ、そういうところが緊急提言をしたという、そういう報道もされております。

具体的に何点かお伺いしたいと思うんですけれども、いじめ、いじめと言葉上は日常何の気もなく使っているのではありませんけれども、果たしていじめとは何だろうかということについて、まことに不勉強で申しわけありませんが、いじめの定義についてもう一度お聞かせをいただきたいと思います。また、いじめというのは、今お聞きするのは学校のいじめでありますから、ぜひ区分してお答えをいただきたい。いじめというのは最近企業や会社でもあるし、議会にもあるという(笑声)、事実かどうかはわかりませんが、これからお伺いするのは、学校のいじめについてお伺いをしたいと思います。いじめの原因について、教育委員会あるいは学校でもいいんですけれども、どのように見ているのかお伺いします。

昨日の他の議員の質問でも明らかになりましたけれども、川越市内のいじめの実態について、十五年度から、小学校では十五年度が十三件、十六年度八件、十七年度六件、中学校では十五年度が二十二件、十六年度十九件、十七年度十三件というお答えがありました。この数値を決して疑っているわけではありませんけれども、例えば十七年度、小学校六件、中学校十三件ということになるとですね、川越市内の小学校は三十三校、中学校は二十二校でありますから、いじめが全くない学校、ゼロ件という学校があるはずでありますけれども、このお答えをいただいている実態について、いじめの実態を正確に反映している数値なのかどうか、いささか失礼なお尋ねですが、お伺いいたします。

それから、もう一つ失礼なことを伺いますが、いじめ問題というのは子どものいじめが主流でありますけれども、最近の自殺問題等についていろいろお聞きをしておりますと、先生がいじめに加担していたという事例もあるんだそうでありますけれども、川越市はこういうことが、あったかなかったかだけ伺います。

次に、いじめ問題に対する対応についてお伺いをしたいと思うんですけれども、教育委員会あるいは学校現場は、いじめ問題にどう対応されているのか、お伺いします。

それから、特にいじめ問題の相談窓口というのが川越市でも何力所があるようではありますが、この実態について、状況についてお伺いいたします。それから、相談窓口については何時から何時まで対応されているか、お伺いします。

埼玉県では、さわやか相談員を学校に配置しているというふうに聞いておりますけれども、このさわやか相談員の配置状況と仕事の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

もう一点、スクールカウンセラー制度というのがありますけれども、このスクールカウンセラーはどのように配置していて、職務の内容はどういう職務内容か、一回目にお伺いします。

【1回目の質問に対する答弁】

○須ヶ間 章学校教育部長 おはようございます。学校のいじめ問題について御答弁申し上げます。

初めに、いじめの定義についてでございますが、定義につきましては文部科学省が、平成十六年度以降の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の中で、自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻に苦痛を感じているものであり、起こった場所は学校の内外を問わないと示しております。また、この調査の記入に当たっては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこととされております。

次に、このいじめの原因についてでございますが、いじめの発生原因や背景には、学校ばかりでなく家庭や地域社会におけるさまざまな要因があると考えられますが、中でも学校における子ども同士の人間関係のトラブルから起こるケースが多くあることから、単にいじめる、いじめられるの関係だけでなく、教員を含めた学級等の人間関係もその要因にあると考えられます。

次に、教育委員会が示しておりますいじめの件数等、これが実態に即しているかどうかという点でございますが、議員さん御指摘のとおり、いろいろ報道等なされている記事を見ますと、教育委員会が各学校から、文部科学省の先ほど申し上げました調査の状況に関する、これを基準にして把握している数値とは大きく違いがあります。教育委員会としてはいじめは必ずあるとの前提のもとに教員の資質の向上を図る、また、より一人一人の生の声が聞けるようなアンケート調査をする必要があるかな、そのように思っております。

また、教員がいじめの加害者となることがあったかという質問でございますが、教育委員会としまして、この点についての報告は受けておりません。

続きまして、教育委員会の学校がいじめ問題への対応についてでございます。各学校に対しましては生徒指導の現状に関する調査及び学校訪問を実施し、いじめの問題の解消と未然防止に努めているところでございます。また、いじめ問題等対策委員会や学校不適應問題対策委員会の作成しました、教師用指導資料を市内教員に配布しております。教職員に対しましては研修会等において市教育委員会作成の手引などを活用し、教職員の資質向上にも努めております。また、学校カウンセリング研修会など、川越市教職員研修の改善、充実を図っております。

児童生徒及び保護者に対しましては、川越市緊急いじめ問題対策会議を通しまして、市内のPTA及び校長会等と連携し、緊急メッセージを作成、配布しました。児童生徒及びPTA、学校の力を合わせ取り組むように訴えるとともに、児童生徒、その保護者に対しましても相談窓口を紹介するなどに努めております。

また、地域や関係機関等に対しましては、川越市非行・問題行動等防止ネットワーク会議におきまして、少年サポートセンター、川越警察署、川越児童相談所、庁内関係課の協力を得ながら対応に努めているところでございます。

学校の対応についてでございますが、教職員一人一人が、いじめがあるかもしれないという認識に立つて観察を続けていくことが大切でございます。具体的には学校生活で細かく児童生徒に目を向け、変化を組織を挙げて観察しております。またアンケートや面談等を実施し、その解消まで継続的な事後指導ができるよう教育相談体制の充実を図ったり、日常の教育活動を通じまして、好ましい人間関係の育成に努めております。

川越市といたしまして、川越市小・中学校児童生徒健全育成事業、スクールボランチ作戦を展開しております。この事業は、児童生徒のよりよい自己実現を図ることを目的とした事業でございまして、小中学校でいじめ問題を含む児童生徒の非行問題行動の未然防止、早期解決に努めております。また、教育総合相談センターにおきましては、いじめの問題を初め児童生徒及び保護者の悩みの相談窓口として、電話相談や面接相談を設けたり臨床心理士を配置したりしております。

また、いじめを初め人間関係のトラブルから不登校になってしまった児童生徒に対しましては、よりよい成長と自立を促し、学校復帰を目指すための指導や援助を行うために学校適応指導教室を設置しており

ます。

ただいま申し上げました中の相談等の開設時間でございますが、相談センターの方で、電話相談は午前九時から十六時、四時まで、それから来所相談、予約をしての相談は九時から五時までという設定になっておりますが、それ以外に常に指導主事等がその相談センターにも詰めておりますので、それ以外の時間にも対応はできる体制になっております。

続きまして、さわやか相談員の関係でございます。さわやか相談員は、いじめ、不登校等児童生徒の心の問題の重要性にかんがみ、健全な児童生徒の育成を図るため埼玉県が配置しております。

主な職務内容といたしましては、児童生徒との相談、援助に関すること、教職員との連携に関すること、学校、家庭、地域との連携に関すること、その他いじめ、不登校等への対応に関することとなっております。本年度川越市には一名のさわやか相談員が中学校十一校に配置されております。また、未配置校には市単独で不登校児童生徒支援スタッフ十一名を配置しまして、各中学校ともさわやか相談室には一名の相談員が常駐しております。また、このさわやか相談員は必要に応じまして小学校等にも出向いて相談を受けております。

平成十七年度のさわやか相談員の延べ相談件数は八千四十二件でございます。いじめ問題への対応につきましては、日ごろより学校内を巡視しまして、生徒の様子に気を配るとともに、生徒、保護者に対する積極的な相談活動を行い、心の問題への対応を図っております。また個々の教職員や校内生徒指導部会へ情報提供を行い、組織的な支援体制の充実に努めております。さらに教育総合相談センターなど関係機関との連携も推進し、いじめ問題の解決に効果を上げております。

続いて、スクールカウンセラーの関係でございます。スクールカウンセラーもさわやか相談員と同様、健全な児童生徒の育成を図るため、埼玉県が配置しているものでございます。臨床心理に関して専門的な知識、経験を有しており、その専門性を生かしまして教職員や保護者に対する指導、助言、生徒へのカウンセリング等に関する情報収集、提供等を行っております。

勤務は週一日で、今年度川越市には十一名のスクールカウンセラーが隔週で市内中学校二十二校に配置されております。また、中学校だけでなく区域内の小学校を含め、教職員や相談員との連携を図りながら、専門的な見地から児童生徒、保護者、教職員に対して支援を行っております。以上でございます。

【2回目の質問】

○中原秀久議員 いじめの件数の問題、実態の問題でありますけれども、部長からは、特にゼロ件という学校についてお答えいただきませんでしたけれども、例えば十七年度は小学校は六件という報告、中学校は十三件という報告、市内の小学校は三十三校、中学校は二十二校ですから、当然いじめがないと報告された学校はあるはずですね。特に小学校は六校しかいじめがなかったという報告でありますから、これが一校一件だとしたら、二十七校はいじめがない学校ということになると思うんですけれども、いじめが実際にはないのであれば、まことに結構ということになると思うんですが、実はこのいじめ問題を専門的に調査している河村茂雄先生という、都留文科大学の先生がいるそうですけれども、この先生は長いこと、十年以上にわたっていじめ問題を研究してきている。

この先生が最近発表したいじめの実態についてのデータ、統計からすると、生徒数で言うと、学校のいわゆるクラスのあり方を三つの分類に分けているようですね、この先生は。一つには満足型。満足型というのは、子ども同士の間関係がよく学級運営がうまくいっているクラスというのを満足型。それから管理型、管理型というのは先生が統率するタイプ。場合によっては威圧することもあるんでしょうか、先生が統率するタイプが管理型。三番目になれ合い型、なれ合い型というのは、教師と生徒が友達感覚で、一見良好なクラス運営のように思われるけれども、友達感覚が漂うタイプ、この三つに分類ができる。

この三つのクラスの中でどの教室が一番いじめ問題が発生しやすいかということについては、満足型、満足型というのは子ども同士の間関係がよくて学級運営がうまくいっているというクラス、これを一と

した場合になれ合い型は三・六倍という結果が出ておりまして、別な統計、データから言うと、百人中いじめを受けている生徒の数で言うと、小学生はなれ合い型というのは四・九五%ある。管理型は三・四%、満足型は一・三八%、満足型というのが最も少ない。

なれ合い型というのを、川越市の学校、学級に当てはめてみると、いじめが九百人近く発生しているのではないかと。九百人の母集団は、小学校の生徒数一万八千人と私は数値を設定してはじきましたけれども、これから言うと九百人近いいじめがあるのではないかという、こういう統計があるんですけども、部長から昨日もお答えいただいたいじめの実態、十七年度について言うと小学校六件、中学校十三件、この数値がどうも疑わしいのではないかという気がしてならないわけですけども、六件とか十三件という数値はどのように調べた数値なのか。学校の先生方が答えた数値なのか、それとも生徒が答えた数値なのか、あるいは学校の先生方と生徒と一緒に答えた数値、データなのか、これについてはどうなのか。

それから、いじめの原因について、いろんな複雑な問題が絡み合っているというお答えがありました。私もそのとおりだというふうに認識をしております。特にいじめ問題については加害者と被害者、この二者だけの問題のように一般的にはとらえられがちですけども、そんなことはない。むしろクラス全体の問題というとらえ方をすべきだと河村先生もおっしゃっているようです。

河村教授はこう言っています。いじめは被害者と加害者という二者関係ではなく、学級という集団の問題としてとらえ対処することが重要というふうにおっしゃっているようでありますけれども、そういう点からいって、現在報告されている市内のいじめ件数というものが実態を正確に反映しているのかどうかということについては、いささか疑念があるところですけども、今後再調査も行いたいというお考えがあるようですけれども、緊急度の受けとめ方の問題だと思うんですが、このいじめ問題を重大問題、緊急問題、あるいは非常事態という受けとめをするかどうかということだと思うんですけども、子どもの意見も入れた実態把握をぜひもう一度やる必要があるのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

例えば群馬県は、二〇〇五年度に文部科学省に報告したいじめ件数は群馬県全体で四十八件と答えていたそうですけれども、ことしの四月から十月までに起きたいじめ件数を、文部科学省に報告したのは実に二千七百二十件、一体四十八件と二千七百二十件はどういうふうに受けとめたらいいのか、大変困ってしまうというふうに思いますけれども、再調査に当たっては、どのような考え方のもとに再調査を行うという方針が固まっていれば教えてください。

それから、相談体制については、川越市としても一生懸命取り組まれているということについてはよくわかりましたし、評価を申し上げたい。最近では積極的な生徒指導の推進という冊子を発行して、川越市学校不適応問題対策委員会という委員会がまとめられた冊子を指導の手引として発行されているようです。

この中身を見ても、いろいろな角度からよく調査をされて対策を練っておられるということについては評価を申し上げたいと思うんですが、相談窓口について再度お伺いしますが、例えば、川越市教育総合相談センター、リベラでは、面接相談は月曜日から金曜日まで九時から十七時まで、五時までということになっている。電話相談は九時から四時ということになっております。特にこの時間設定が間違っているとは思いませんけれども、平日の九時から四時というのは、子どもは相談できない時間帯なのではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それから、土曜、日曜、祝祭日、年末年始は相談しない日ということになっておりまして、学校から帰った子どもたち、あるいは土曜、日曜、祝日に相談したい子どもたちはどうすればいいのでしょうか。

いじめ問題に対する相談窓口は、市の窓口だけではなくていろいろな窓口があるようであります。埼玉県川越児童相談所、これは元保健所があった場所でしょうか。ここは面接相談は月曜日から金曜日、八時半から十八時十五分まで、それから川越市少年指導センターというのは、これは市役所の中にある、青少年課の中にあるのでしょうか、これは電話相談は八時半から四時半までしかない。そんな相談対応、窓口

対応になっているようでありますけれども、命の心配まである子どもたちの相談窓口がこれで十分なのだろうか。

さらに、子どもたちが家から、親がいるところから電話ができるのだろうか。いろんなことを心配してしまうわけですがけれども、窓口が非常に狭まっているのではないかというふうに思うんですけれども、私はいじめ一〇番とかいって、だれでも、救急や警察にするような形で、ここへ電話すると必ずだれかにつながって相談内容に応じて相談がしてもらえらるみたいな、そういう形にできないんでしょうか。しかもですね、親や、あるいは兄弟やそういう人たちに悟られないように、知られないように相談したいという子どももいるやもしれませんので、そういう方々への対応窓口としてはいささか不十分ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

さらに、最近の子どもたちは、私は携帯メールというのは大人だけかと思ったら、塾通いをする子どもたちってというのは、結構親との連絡を頻繁に交わすために、携帯電話を持っている子どもというのは非常に多いようでありますけれども、メール受信窓口というのは現在はないんですね。あるんですか。そういうものについては私は二十四時間対応ができるのではないかと思うんですけれども、窓口業務について今後拡充する考えや、あるいは専用電話や専用メールを設けることはできないのかどうか、お伺いをします。

先ほど、国は、教育再生会議の提言や伊吹文部科学大臣が緊急メッセージを発表しました。未来のある君たちへと書いてあります。これは子ども向け。それから同じく伊吹文部科学大臣から、お父さん、お母さん、御家族の皆さん、学校や塾の先生、スポーツ指導者、地域の皆さんへ、保護者と地域社会に対して文部科学大臣からお願いという形でアピールがされました。埼玉県知事も、教育委員会の委員長と連名で命のメッセージを発表しました。川越市でもですね、緊急いじめ問題対策会議の名でメッセージを寄せられておりますけれども、事の重大性にかんがみて私は市長名で出した方がいいのではないかと。受け取る側もですね、市長からのメッセージの重みをそのように受けとめて対応するのではないかというふうに思いますけれども、いかがなんでしょうか、お伺いします。あんまり市長にお伺いすると心臓に響くと言われるとあれなんで、きょうはこっちにお願いしたいと思っておりますので。

教育委員会にお伺いしますけれども、いじめ問題やら、いわゆる子どもたちの暴力問題というのがこのごろ頻繁に起きておりました、憂慮すべき事態だと私も思いますけれども、こうした問題に対応する危機管理の体制というのは教育委員会の中ではどのようになっているか、お伺いします。

あわせて、教育長にお伺いしたいと思うんですけれども、いじめ問題をなくするために教育長はどのようにお考えになっているか、お伺いしたいと思います。

前後して恐縮ですがけれども、いじめが起きたときに子どもたちがですね、いじめを理由に転校することというのは川越市では可能なんですか。あるいは難しいということなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

【2回目の質問に対する答弁】

○須ヶ間 章 学校教育部長 御答弁申し上げます。

初めに、いじめが起きた数値について、どのように調べたのかについてでございますが、これにつきましては子ども、保護者からの相談、訴え等をもとに、学校の先生が基準に照らし合わせて、報告してもらった数であります。

二つ目に、今後の調査についてでございますが、一連のいじめ問題等を受けまして、既に学校で調査を実施しているところもありましたが、十一月の校長会で改めて実態の把握をするべくアンケート調査を指示しました。これにより学校ごとに実施したところでありますが、今後議員さん御指摘の子ども意見も取り入れた調査につきまして、ここで県から来ております抽出調査の内容も踏まえまして、教育委員会、校長会、現場の先生方と連携を図りながら、至急対応してまいりたいと存じます。

三点目に、相談窓口での対応についてでございますが、現在、各中学校の窓口の一つでありますさわや

か相談室の電話相談におきましては、留守番電話で二十四時間受け付けております。また、メールによる相談につきましては、現在も教育総合相談センターのホームページ上にメールアドレスを公開しまして、さまざまな内容を受け付けております。今後、教育総合相談センターの電話相談、窓口相談につきましては、相談時間を延長するように、また祝日、土曜日、日曜日につきましても、対応が可能となるように早急に検討してまいります。さらに専用メール、専用電話につきましても、関係課と協議、検討してまいりたいと存じます。

次に、危機管理体制についてでございます。いじめを初め暴力行為、不登校など、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に対しましては、学校教育部が中心となって対応しております。具体的には、教育指導課生徒指導担当者と教育研究所教育総合相談センター教育相談担当者、特別支援教育担当者などが年三回、生徒指導の現状に関する調査受領会及び卒業期の生徒指導担当学校訪問を実施し、暴力行為やいじめの発生状況と、それにかかわる児童生徒などについて把握し、学校とともにいじめの問題の解消と未然防止を図る取り組み、暴力行為の絶無に向けた取り組みの充実に努めているところでございます。

いじめや暴力行為等の学校事故が発生した場合、マニュアルに従いまして該当学校からの事故の報告を担当者が受け、事実の確認をし、情報を整理するとともに、教育長を長とする学校支援チームを立ち上げまして、生徒指導担当者などを該当学校に派遣し、被害者及びその保護者への対応や、加害者及びその保護者への指導などが、学校組織を挙げ誠意をもってなされるよう指導、助言しております。また該当校の対応につきましては、報告、連絡、見届けを確実にに行いまして、教育委員会と一体となって取り組んでおります。

次に、いじめを理由に転校はできるのか、この点についてでございますが、保護者より小中学校内でいじめが原因で転校の申し出があった場合につきましては、いじめにより児童生徒の心身の安全が脅かされるような場合はもちろん、いじめられる児童生徒の立場に立って、いじめからその児童生徒を守るために、関係学校の校長などの意見も十分踏まえて就学すべき学校の転校を認めております。実際、平成十六年度におきましては中学校で三名、十七年度におきましては小学校で二名、中学校で四名、十八年度現在におきましては中学校三名の転校を許可しております。

その転校後の様子ですが、以前にはいじめによって不登校に陥っておりましたが、転校によって再び学校に通えるようになったとの連絡を保護者から受けております。

以上でございます。

○山浦秀男教育長 お答えを申し上げます。

いじめ問題につきましては、議員さん御指摘のとおり、今日、喫緊の教育の最重要課題の一つであり、子どもたちの健全な発達に重大な影響を及ぼす深刻な問題であるととらえております。私は、命には生物的な命と社会的な命の二つがあると認識しております。いじめはこの社会的命を奪ってしまう行為であると受けとめております。

いじめ問題の起こる背景といたしましては、家庭、学校、地域社会、それぞれの要因が複雑に絡み合っておりまして、特定するのは難しい状況にございます。このような状況のもとでいじめを起こさせないためには、教職員が子どもたちの心のサインや行動のサインを見逃さないことが最も大切なことと考えております。また、いじめ問題の解消には、いじめは人間として絶対に許されない、あってはならない行為という強い認識に立ち、いじめられる子どもの立場に立って、親身になって指導していくことが極めて大切であると存じます。

あわせて、学校はあらゆる機会を通し子どもたちに思いやりや正義感、倫理観をはぐくむ教育を推進するとともに、体験的な学習やすぐれた先人の生き方に触れることで、時には歯を食いしばって頑張ることの大切さを、一人一人の児童生徒に学ばせていくことが重要であると認識しております。

川越市教育委員会といたしましては、校長のリーダーシップのもと保護者、地域の教育機能を引き出し

ながら、子どもたちが登校を楽しみにする魅力ある学校づくりの推進に努めるとともに、道徳教育のさらなる充実、さらに教育相談の適切な配置と教育相談体制の充実に努め、いじめ問題にきめ細かく対応していくとともに、保護者、関係機関と連携を図りながら、いじめ問題の解消に引き続き全力で取り組んでいく所存でございます。

○舟橋功一市長 先ほどの中原議員の御質問、実は私、今お示しいただいたのは私ももらいまして手元に持っております。文部科学大臣が二つ、それと知事と埼玉県の教育委員長の命のメッセージ、それともう一つ、PTA代表と小学校長、中学校長会の緊急メッセージがあります。

実は、私もちょっと言いたいと思ひまして、この間、何周年の行事が各中学校、小学校でございました。そのときに出席した学校には全部、生徒に対して私はあいさつをいたしております。やっぱり私の経験から申しますと、私はいじめられた被害者でございますが、なかなか家に帰って言えませんね。だから言ってくださいということを強調してまいりました。今後私も市長のメッセージをつくりまして、多くの人に相談していただく、また話してもらい、こういうことをつけ加えさせていただいてやりたいなと思ひましたので、早速市長の視点、市長としてのメッセージを出したい、こういうふうと思ひしておりますので、よろしくどうぞお願いします。

【3回目の質問】

○中原秀久議員 今、市長から、ぜひいじめ問題に対して市長としてのメッセージを出したいというお話がありました。私は、学校の先生方や、あるいは保護者、父母に対して大きなインパクト、また重みのあるメッセージとなるというふうに思ひますので、なるべく早く、速やかにお出しいただいた方がいいのではないのかなど、ぜひお願いを申し上げたいと思ひます。

教育委員会からいろいろお答えをいただきました。全国高等学校PTA連合会が調査した調査結果の中に、信じられる友人、真剣に話を聞いてくれる先生や親がいない子どもはいじめた経験があるという結果があるそうです。これは加害者になる、いじめたことがある子どものいわゆる背景ということになるんだと思うんですが、いじめがなぜ起こるかという原因について最初にお伺いしましたけれども、いじめというのは学校で起きているかのように言われておりますけれども、必ずしも学校だけの問題ではない。いろんな意味でいじめの原因のものは家庭や家族にあるのかもしれない。ぜひ、私は先生方に訴えたいんですが、もっと自信を持っていただきたい。

学校でいじめがあって、いろいろ取り上げられたり、あるいは議会で取り上げられたりすると、どうも先生方の腰が引けてしまっているのではないかと、そんな気がします。決してそういうことがないように。保護者に対しても、学校にいる間、児童生徒をあずかっている間は、学校が責任を持って育てる、教育するという強い使命感や責任や、そういうものを自信を持って、勇気を持って示していただきたい。

たまには、度が過ぎると、しかり過ぎる先生がいると、それがいじめではないかということで激しく迫る保護者がいるというお話も聞いています。いじめなのか、しつけなのか、教育なのか、指導なのか、大変見分けが難しい問題です。

私どもが学校へ行った五十年ぐらい前は、いじめはなかったのだろうかといろいろ考えてみるんですけれども、昔もあったと思うんですけれども、先生の存在というのが昔は非常に大きかった。仰げば尊しわが師の恩という歌までありましたけれども、学校の先生というのは、信頼できて尊敬できる方と、そういう強いイメージがあったと思うんですけれども、今風の言葉で言うと先生とため口をきくと、それが学校のクラスの中ではなれ合い型という教室の運営に変わって、最もいじめの発生件数が多いクラスになっている。それは原因の一つということになるかもしれませんが、先生方にはもう一度、責任と自覚をしっかりとみしめて、勇気を持って、学校にいる間は学校が責任を持って守ると、部外者が余計なことを言うなぐらいの強い気持ちを持って、責任を持っていただけないかなど、私は個人的にはそう思ひます。

いじめの実態について、決して私は教育委員会が調べた件数が間違いだとか違っているとか、そういうことを申し上げるつもりはありません。ただ、先生方の視点と子どもの視点は明らかに違う。大体いじめというのは先生が見ている前で公然と行われることは少ないと思うんです。特に高学年、中学生になると、見えない所、体育館の陰とか、そういう所で行われることが多くて、先生方が確認できない件数というのが非常に多いのではないかと。そういうことからすると、子どもたちの意見をしっかり聞くべきではないかと思っておりますので、次の調査に当たっては、ぜひとも子どもたちの意見も聞いてみていただきたい。そして河村教授が言っているような、いわゆる発生率三・六%、もしくは四・九%という数字になるかならないかは別としても、実態をしっかりと把握しないと対策や対応がしっかりとられないのではないかと。どんなことでも大切なことは、真実が隠されてはわからない。対応策ができないということが言えると思っておりますので、次の調査ではぜひそういう御対応をいただきたいということを強く申し上げておきたいと思っております。

相談対応について、いろいろ相談窓口を持って対応されていることは評価をしたいと思うのですが、子どもたちが、いじめられている子どもたちの悲痛な声、叫びというのを真剣に聞いてくれる人がいない。真剣に聞いてくれない人というのはだれかという、親でもあり、学校でもあり、社会でもある。で、私は皮肉っぽく、電話相談窓口が四時半に終わっていいのかというお話を申し上げましたけれども、まして留守番電話で悲痛な叫びを訴えることができるのか。子どもたちが心理的あるいは身体的な苦痛を叫ぶその訴えを、留守番電話で訴えることができるとは到底思えない。そういう点では大人社会から見たいじめの対応窓口ではなくて、いじめに遭っている悲痛な子どもたちの叫びをどうして聞いたらいいかという子どもたちの視点に立って、窓口をぜひ対応していただきたいなど。

それから、時間延長も考えたい、土曜、日曜、祝日も対応したいということで、そういうことになるとお金がかかってしまう、費用がかかるという話になると思うんです。今度は市長にもぜひお願いしたいと思うのですが、財政厳しき折、いろいろ子どももお願いや要望をしますが、なかなか思うように解決はしない。返ってくる言葉はいつも予算がなかなかとれない、すぐにはできませんと、それもよくわかっています。しかし、いわゆる財政の問題を理由に、子どものいじめの問題を削ってほしくない。

先ほど、危機管理についてもいろいろと対応はしているというお話がありました。話で聞くと、いかにも立派な組織や窓口があるように聞こえますけれども、現在の教育委員会の窓口を見ると、やっぱり一人か二人の先生方が常に中心的に動かざるを得ない、そういう窓口対応になっている。で、今回いろいろお願いして、電話相談窓口も、夜間も、時間延長も、祝祭日もやりたいということになると、予算が伴ってくる話でありまして、ぜひその点については、市長にも教育財務についてはお願いしたい。

私は以前に、学校の耐震工事を急いでくれというお願いをしましたけれども、何十年もかかるという答えをいただきましたけれども、財政を理由に子どもの安全が脅かされてはよくないということからしても、教育長からは、教育に課せられた最重要課題だというお話までいただきましたので、ぜひその点についてはしっかりと対応できるようにお願いしたいと思っております。

最後に、川越市は中核市になって、特に学校教員の採用が、近々独自の人事権を移譲されるという話を聞いておりますけれども、この人事権の移譲というのは、ただ学校の先生方を採用する権限が川越市に移譲されるそのことだけなのか、教育委員会の内部体質そのものが強化されるという意味も含まれているのか、この点をお伺いして、三回目とします。

【3回目の質問に対する答弁】

○須ヶ間 章学校教育部長 人事権にかかわっての御答弁を申し上げます。

教職員の人事権移譲についてでございますが、平成十七年の十月、中央教育審議会答申におきまして、当面中核市を初めとする一定の自治体に人事権を移譲し、あわせて広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが提案されました。現在、文部科学省ではこの答申に沿って準備をしております。

具体的には、文部科学省は、全国都道府県教育長協議会、全国市町村教育委員会連合会、中核市教育長連絡会等の代表者と意見交換を開催し、人事権移譲に係る具体的問題について協議しております。そして平成十八年度中に制度改正を行うことを目指していると聞いております。本市教育委員会におきましても、平成二十年度より中核市に人事権が移譲されることを予想し、準備を進めておるところでございます。

人事権の移譲が行われますと、教員の採用あるいは任命行為、管理職選考、懲戒等に関する業務を行うことが予想されます。具体的にはまだ、移譲された場合さらにどういうことをやらなければならないかという、あるいは今議員さんおっしゃいました教育委員会の体質等については、これからまたさらに詰めていくことになろうかと思っております。以上でございます。